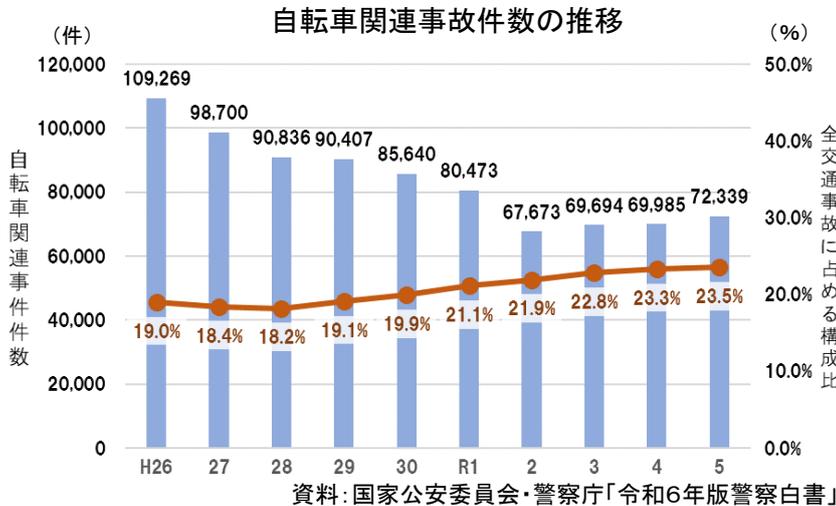


冬休み前に知っておきたい情報モラル

① 自転車の「ながらスマホ」



近年は交通事故のおよそ
1-4が自転車関連事故

=「ながら運転」の罰則=

- ・ 6カ月以下の懲役または 10万円以下の罰金
- ・ 交通事故などを生じさせた場合は 1年以下の懲役または 30万円以下の罰金

※自転車の運転中に通話することだけでなく、画面を注視することも当てはまります。
※2024年11月から罰則が強化されました。

② 闇バイト



参考: 株式会社マイナビ「高校生のアルバイト調査」2024年

=募集に使われることが確認されているツール=

【Twitter】 【Instagram】 【Facebook】 【iMessage】

※警察庁「犯罪実行者募集の実態」より

ネットの危険から子どもを守るために 保護者ができる3つのポイント

- ペアレンタルコントロールを活用
- フィルタリングを利用
- ルールづくり

(例) ・名前や顔写真、学校名などは書きこまない。
・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
・利用する場所や時間を決める。
・パスワードは親が管理する。
・トラブルの時はすぐに保護者に相談する。